

実践事例

第3学年 公民的分野

「民主政治と政治参加 ～ 法に基づく公正な裁判の保障～」の実践

1 単元について

本単元は、学習指導要領の公民的分野の大項目「(3)私たちと政治」に入る。中項目「イ 民主政治と政治参加」の「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる」と合わせて、内容の取り扱い(イ)「法に基づく公正な裁判の保障に関連させて、裁判員制度についても触れること」を取り扱う。また、本単元を取り扱うにあたり、「対立と合意」「効率と公正」という見方や考え方を、現代社会を捉える概念的な枠組みの基礎として習得させた上で、活用していく。それは学習指導要領解説から「対立と合意」「効率と公正」という「習得した見方や考え方は、これ以降の学習において活用するとともに、繰り返し吟味して、さらに広く深く成長させていくことが大切である」とあるとおるである。

今回の単元は、政治の中でも司法に関するもので、法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていることを理解し、そのために司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることを扱う。特に、司法制度改革の一環として2009(平成 21)年から導入された裁判員制度を通して、国民が司法に関心を高めたり、司法への信頼を高めたりすることについて取り扱う。刑事裁判において刑罰を科すということは、国が人の自由や権利を奪うことを意味し、本当に犯罪を行った人に適正な刑罰を科すことは、市民が安全に暮らすためには必要である。しかし、一方で、近代以前においては、不利益な事実を述べさせるための過酷な取り調べによって、人間の尊厳が蹂躪されてきた歴史もあり、無実の市民に刑罰を科したり、適正な手続きを取らずに刑罰を科したりして、市民の自由や権利が不当に奪われてしまうこともあった。公正に事実を認定するためには、多様な知識や経験をもった市民が議論をした上で判断することが有効である。人は異なった知識や経験をもつ人と議論することで、自分の思い込みや決めつけに気付くことができる。逆に多様性のない閉鎖的な環境では、思い込みや決めつけに気付かずに判断してしまう危険がある。そのことから、国の最高法規である憲法に定められている刑事裁判の基本的な原則や権利を保障するために、市民が理性と常識に照らして判断する仕組みが整えられたという点について、主体的・協働的

かつ体験的に捉えさせたいと考え、本単元を構成した。

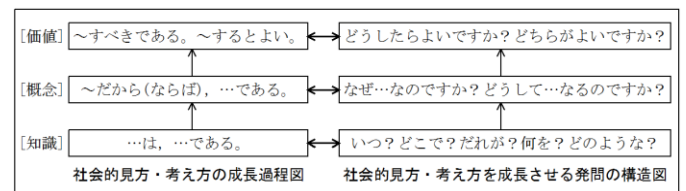
2 教科の本質に迫るための手立て

社会科は、生徒の「科学的な社会認識を通して市民的資質を育成する」教科である。

「科学的」に、つまり生徒が理論(仮説)を事実に基づき吟味・修正(反証)していく中で、発見や習得をしていくことが「社会がわかる」ということであり、「社会認識」が形成された状態であると捉える。そして、その「社会認識」を基盤として思考し、合理的判断をすることで、市民としてふさわしい行動をする能力「市民的資質」が養われる。確かな社会認識を科学的に形成し、市民的資質を育成することこそ、「社会科の本質」に迫る授業づくりであると言える。

そのために本研究においては、教師の指導はいかにあるべきで、学習成果の伝達はどこまで必要かを軸に、生徒が主体的に取り組むことのできる「問い」をいかにつくるかに視点を置く。「問い」は「身に付けるべき力」と単元・題材の学習内容や学習方法を結びつけるものである。前年度までの研究の中において整理された社会科としての「内容的目標=内容知」と「方法的目標=方法知」、それらと「問い」との関係をもとに、教材の精選やその構成の吟味、問いかけの方法や価値判断場面の効果的なタイミングなどを工夫して授業を仕組んでいくことが、社会科の本質に迫るために必要である。すなわち、コンテンツ(内容)中心型とコンピテンシー(能力)中心型を二項対立的に捉えることなく、「問い」と「答え」をきちんと発見しながら授業が展開されることが望ましい。

そこで、単元毎もしくは本時ごとに「社会的見方・考え方の成長過程図」(一般に「知識の構造図」と呼ばれている図)を作成し、その図をもとに「発問の構造図」を作成して「問い」を構成する。生徒の成長を知識・概念・価値と重層的に捉え、見方や考え方を深めたり広げたりするために具体的な問いが構成できるこの方法論は有効であると考えられる。



また、身に付けるべき力の定着を図る評価問題の工夫として、社会科において身に付けるべき力(社会認識形成、市民的資質育成)に関わる、思考力・判断力・表現力を評価する評価問題の工夫を行う。そうすることで、同質の価値判断場面(命題の解決)を複数回経験させることができるとともに、身に付けるべき力の確かな定着を見取ることができると考える。

本時の授業に先だって、生徒に「裁判員に選ばれたとしたら、どう思いますか」という事前アンケートを実施した。回答内容を挙げると、「社会の一員として

結論を出すことに興味がある」といった意見が少数あるものの「自分の意思で人の人生を左右することに自信がもてないし責任に押しつぶされそう」「重大犯罪の証拠写真や被告人を間近に目にするのは正直怖い」「仕事などを休んで裁判所に出向かなければいけないのは面倒である」「裁判や法律などに詳しくない一般人の自分たちが公正な判断ができるかわからない」といったものが大半を占めている。このような実態がある中で、本時では「裁判員はどのような思いで判決を出しているのだろうか」という学習課題を提示し、「実際に裁判員をやってみてどう思ったのか」という問いを最後に投げかけることで、より責任の重大性に気付かせたり、社会事象への関心を高め、市民として自ら行動することについて考えさせたりすることができる。

3 単元の目標

○社会に参画する市民として、民主的な政治と政治参加の方法について考えることができるようにする。

【社会的事象への関心・意欲・態度】

◎社会参画に関わる課題を見だし、対立と合意、効率と公正などの視点から多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現できるようにする。

【社会的な思考・判断・表現】

○収集した資料の中から民主政治の基本的な考え方や、その考え方に基づく社会の仕組みについての学習に役立つ情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめたりすることができるようにする。

【資料活用の技能】

○法令などによって公正な仕組みが整えられているということを理解させる。

【社会的事象についての知識・理解】

◎社会に参画する市民として、社会事象に関心をもったり判断したりしたことを自ら表現することは大切であるということを理解させる。

【社会的事象についての知識・理解】

4 全体計画 (全 10 時間)

第 1 次 社会生活の問題はどのように解決できるだろうか。～対立と合意、効率と公正～

「仮想 G 町内会の班長はどのように決めればよいだろうか」・・・ 5 時間

第 2 次 法に基づく公正な裁判の保障はどのようなしくみなのだろうか。司法の役割・司法権の独立・三審制・民事訴訟と刑事訴訟・裁判員制度のしくみ・・・ 2 時間

第 3 次 国民の司法参加にはどのような意義があるのだろうか。

「裁判員はどのような思いで判決を出しているのだろうか。」・・・ 3 時間(本時 2 / 3)

5 本時の学習 (9 / 10 時間)

(1) 指導目標

・裁判員制度の仕組みや意義(司法に対する国民の理解が深まることやその信頼が高まること)や法に基づく公正な裁判の保障について理解させる。

[社会認識形成]

・法令や証拠などの根拠を明確にしながら思考し、判断したことを表現する力を身に付けさせる。

[合理的判断]

・模擬裁判(裁判員)の経験を通して、社会事象についての関心を高め、市民として自ら行動するとはどのようなことなのかについて考えさせる。

[市民的資質育成]

(2) 展開

学習活動と予想される生徒の反応	指導上の留意点
1 前時までの学習を振り返る。 ・模擬裁判の「審理」場面を想起する。 ・「評議」の事実認定における論点整理を行う。	・前時に行った模擬裁判の「審理」の内容や「評議」を扱うことを確認する。
2 学習課題を確認し、裁判員として「評議」を行う。	
裁判員はどのような思いで判決を出しているのだろうか。	
(1) 事実認定「被告人に殺意があったかどうか？」	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・殺意は認められ、殺人未遂罪が適用される。 ↑傷の深さが10cmなので、刺す時に殺意があった。 ↑謝罪を求めるのに、包丁はやり過ぎである。 ↑800m持ち歩く程、仕返しの気持ちが強かった。 ↑強い殺意はないが「未必の故意」が認められる。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・殺意は認められず、傷害罪が適用される。 ↑刺したのは一度なので殺意はなかった。 ↑刃物を持ち出したのは、隠れたからだ ↑被告人はひどく酔っていた。 ↑治療費の支払いに応じている。
(2) 「被告人は有罪か、無罪か？」	
<ul style="list-style-type: none"> ・有罪である。 ↑公判前整理から無罪は争われていないし、被告人は被害者に大けがを負わせているので、有罪は免れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時の評議において、被告人と被害者の間で、もみ合いがあったかどうか検討し、証人の発言を採用すると、もみ合いはなかったと認められる点に続けて、本時は殺意について検討させる。 ・量刑や執行猶予に関する詳細な法令の解釈・適用については、実際の評議でも裁判官が助言をしながら進めることに触れ、裁判官役の教師が助言を行う。 ・合理的な疑問が残っていないのかを確認しながら、納得のいく判決が出せるよう確認を行ったり、指名を行ったりする。
(3) 「量刑はどれくらいが適切か？」 (有罪の場合)	
<ul style="list-style-type: none"> ・刑法に未遂はその刑を減免するとあり、判例や裁判官の助言から未遂罪はその刑を半減するのが一般的なので、殺人罪の最低「懲役5年」の半分程度を適用し、2年～3年が適切ではないか。 ・民事上の解決、被害者感情が収まっていることなどの情状を酌量し、執行猶予を付けた判決が適切である。 ・執行猶予の際は、懲役3年を超えることもできない。 ・執行猶予は、判例や裁判官の助言から3年～5年が妥当ではないか。 	

<p>3 判決を出すに至るまでに感じたことや裁判員制度の意義について考えたことを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人を裁くこと、人生を決めることは怖い面もあった。 ・一般市民の感情で裁判が左右されないか心配が残る。 ・市民感覚に近いからこそ公正だと言えるのではないか。 ・感情に流されず、根拠を明確に議論することが大切だ。 ・他者と議論することで、事実がより明確に判った。 ・検察官・被告人・弁護士・証人など、さまざまな意見、証拠をもとに総合的に判断する点が裁判の公正さだ。 ・日々社会で起きているできごとに注目していきたい。 	<div data-bbox="491 136 762 300" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「実際に裁判員をやってみてどう思ったか」について意見を書かせ、発表させる。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・前時までに行ったアンケートやこれまで行ってきた具体的な裁判(評議)の場面を想起させることで、裁判員制度における「効率」と「公正」、国民が参加する裁判員制度の意義、公正な裁判のしくみへの理解、根拠を明確にして判断したり議論したりすることの大切さ、市民として社会に参画する意欲などに目を向けさせる。
---	---

6 成果と課題(評価問題の工夫の視点から)

本実践について、先述の2「教科の本質の迫る手立て」のうち、「評価問題の工夫」に重点を置いて成果と課題について振り返る。

(1) 評価問題作成の意図

本問題は授業で扱っていない資料や問いを用意して、中学校第3学年の思考・判断・表現力等を評価しようとしている。

<問いⅠ>は、古代より緊急避難について扱われる事例で、いわゆる「カルネアデスの舟板」とよばれるものである。社会認識形成についての評価問題として、模擬裁判や模擬評議の学習で身に付けた法的なものの見方・考え方(リーガル・マインド)を用いて、新たな命題についても思考・判断できるかどうかを評価しようとするものである。

<問いⅡ>は、市民的資質育成についての評価問題として、主権者である国民が司法に参加すること、つまり社会の一員として行動することの意義について表現できるかを問うもので、問題文の意見に反論することで、判断したことを評価しようとするものである。

(2) 評価問題の実際

<問いⅠ>社会認識形成に重点が置かれた評価問題

資料1の事例を読んで、もしあなたが裁判員だったとしたら、有罪・無罪のどちらにしますか、資料1の「刑法第37条・1項」を根拠に、理由を添えて述べなさい。

資料1 事件のあらまし

太平洋沖で1隻の船が大破し、乗組員たちは海に投げ出された。一人の男が溺れないようにするために壊れた船の板きれにすがりついているともう一

人、同じ板につかまろうとする者が近づいてきた。

しかし、2人がつかまれば板そのものが沈んでしまうので、後から来た者を突き飛ばし、水死させた。その後、男は殺人罪で裁判にかけられることになり、裁判員裁判が開かれることになった。

・刑法第199条(殺人)

「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。」

・刑法第37条・1項(緊急避難)

「自己または他人の生命、身体、自由または財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。…」

(→緊急避難に値すれば、無罪となる。しかし、程度を超えた場合は有罪となる。)

<問題Ⅱ>市民的資質育成に重点を置いた評価問題

資料2・3を見て、Bさんの反論を社会参画の視点から述べなさい(解答者の個人的な考えを問うものではありません)。また、根拠を述べただけでは反論にはならないので、理由を入れて答えなさい。

資料2 裁判員裁判におけるA・Bさんの意見

Aさんの意見(※A・Bさんの意見は仮想)

「裁判員制度は重大な事件を扱うことから、死刑という極刑を下すかどうかの判断が求められる。今回、裁判員として死刑判決を出すことになった私の友人の思いを想像してみると、裁判員制度は負担も大きく、よい制度ではないと思いますね。」

Bさんの意見

「私は裁判員制度の意義を社会参画の視点から考え、Aさんの意見には反論します。」

「反論。」

資料3 裁判員制度の意義

<最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会のHPやパンフレットからの引用>

- ・主権をもつ国民が、自らの意思を司法(裁判所)に投じる場を設けた。
- ・裁判官という専門職だけの意見ではなく、国民一般の意見を裁判に採り入れる。
- ・裁判は怖い、裁判は無関係という国民の意識から、身近な司法をめざす。など

(3) 評価基準

問いⅠについての正答例と基準

基準：緊急避難にあたる行為かどうかを、法的解釈の上で述べられていること。

・「有罪」を選んだ場合

突き飛ばすという行為は、相手を死に至らしめる行為であると分かっていたはずで、行き過ぎた行為であるので、緊急避難にはあたらないと判断できるから。

・「無罪」を選んだ場合

2人とも死んでしまうかもしれないという状況で1

人が助かったのは、避けようとした害の範囲を超えるものではなく、緊急避難にあたる判断できるから。

問いⅡについての正答と基準

基準：司法を通じた社会参画の意義について、資料3を用いて説明している。

- ・法を運用する側として国民には参加の権利があり、義務もあると考えられるから。
- ・専門職だけでなく市民感覚を取り入れることで、より公正な判断につなげられるから。
- ・犯罪は他人事ではないことを知り、身近な司法をめざすことにつながるから。

(4) 評価結果 (n=158)

正 答	問いⅠの結果		問いⅡの結果
	「有罪」 で説明	「無罪」 で説明	
	99人 (62.7%)	36人 (22.7%)	130人 (82.3%)
	135人 (85.4%)		
誤 答	1人 (0.6%)		7人 (4.4%)
無 答	36人 (22.8%)		21人 (13.3%)

(5) 成果と課題

①成果

問いⅠ・問いⅡとも、他に応用して考え、自ら解決方法を見つけ、取捨選択したことを評価するという点から、授業で扱っていない資料を用いたので、生徒の思考・判断・表現力等について、授業で行った判断を転用して検討できる問題であったと考えられる。また、1年生のときからツールミン・モデルを用いたワークシートによる記述を授業でも行ってきたので、新たな命題に対しても資料を根拠に主張や理由付けを論述する力が定着してきていると考えられる。

昨年度より、社会認識形成の度合いと市民的資質育成の度合いを想定した評価問題を作成し、今年度も同様の方法で作問した。誤答の生徒の内訳は、問題文の読み違い(資料を根拠にしていない、正しい語句の用い方をしていない)など、思考・判断・表現というよりは、技能の段階での見落としと見受けられる。(4)の結果にある通り、8割を超える生徒が正答している。論述ができた生徒の多くは、こちらが想定した評価基準をクリアして正解していることから、思考・判断・表現の力が身に付いていると捉えることができる。

②課題

問いⅠ・問いⅡの両方とも、(4)の結果のとおり、無答者がいることが分かる。今回の評価問題を時間の制約の多い定期考査に含めたことで、他の問題を解くことに時間を割くために、はじめから解こうとしない場合も考えられることから、評価を実施する機会をもう一度検討する必要がある。一方、無答の生徒の

多くは、定期考査において他の問題でも誤答や無答が目立つこともうかがえ、社会認識形成と市民的資質育成を統合的に説く社会科として、日頃の授業での指導方法の改善や付けさせたい力を定着させる手立てについて、検討していく必要がある。

本時の学習では「裁判員はどのような思いで判決を出しているのだろうか」という問いを立てている。これは、判決を出すまでにどのように法的に情報を処理するかという判断を問うものであると同時に、社会に生きる市民として人の人生にある一定の判断を下すことの意義について捉えさせるという目的もあった。この問いを立てるにあたり、知識を構造化させることと連動して、発問を構造化して授業構成を考えた。今後は、市民として参画する意義について、どのような問いを設けるのか、学習者・授業者双方の立場に立って分析していくことが必要となる。

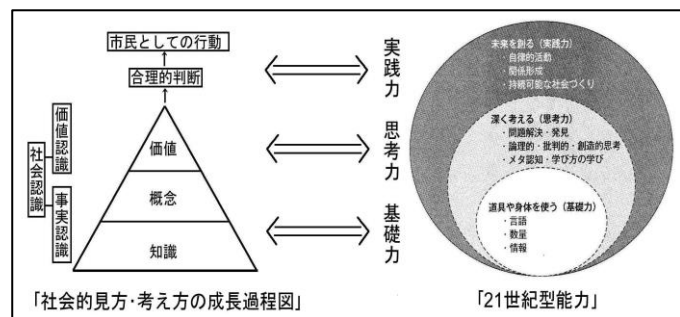
■本校の研究との関わりについて

1 「付けるべき力」を明確にする

社会科は「科学的社会認識を通して市民的資質を育成する教科」と位置付けられていることから、単元毎もしくは本時ごとに、どのような題材を用いて、どのような方法でこれらの力を身に付けさせるかを明確に位置づけることができた。

2 「実践力」を見据える

社会科で身に付けるべき力と21世紀型学力との関わりから、市民的資質の育成や「合理的判断」をさせる場面を意図的に設けたことで、新たな命題に対しても思考・判断・表現をすることができるようになる。



3 「問いかける」行為に着目する

先に述べたとおり、単元毎もしくは本時ごとに「社会的見方・考え方の成長過程図」(一般に「知識の構造図」と呼ばれている図)を作成し、その図をもとに「発問の構造図」を作成して「問い」を構成する。単元全体や本時の授業でどのような「問い」を授業者が出すのかを位置付けることで、付けさせたい力を的確な場面で育成することができる。そのために生徒の成長を「知識」「概念」「価値」と重層的に捉え、見方や考え方を深めたり広げたりするために具体的な「問い」が構成できるこの方法論は、身に付けるべき力の定着を図る評価問題を実施した結果からも有効であると言える。(授業者：坂田元丈)

「社会的見方・考え方の成長過程図」と「社会的見方・考え方を成長させる発問の構造図」の相関

第3次では、下記の「成長過程図」のように知識を構造的に捉え、右の「発問の構造図」のように問いを構成する。この「問い」を繰り返しながら、知識→概念→価値のように社会認識を形成していき、それをもとに社会参画の態度形成(市民的資質の育成)を図ろうとしている。

